

## 第4章 外事情勢

# 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

### 国際的な取組

平成28年3月31日及び4月1日、米国のオバマ大統領の提唱で開始された核安全サミットの第4回会合が、53か国の首脳級が参加して米国のワシントンで開催されました。同サミットの共同声明では、核・放射性物質を用いたテロに関する情報共有の必要性が強調され、IAEA等の国際機関を通じた核安全強化への取組が明記されました。

9月8日、我が国や米国、中国、東南アジア諸国連合等18か国が参加する東アジア首脳会議がラオスのビエンチャンで開催されました。北朝鮮の相次ぐ核実験や弾道ミサイルの発射に対する「深刻な懸念」と、国際連合安全保障理事会による3月の北朝鮮制裁決議を「完全に支持」する声明を全会一致で採択しました。

警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際社会における重大な脅威となっている情勢を踏まえ、9月には、シンガポールで実施されたP S I 阻止訓練<sup>(注)</sup>「Deep Sabre16」に参加しました。

### 違法行為の取締り

大量破壊兵器関連物資等の拡散は、我が国のみならず国際社会における安全保障上の重大な脅威となっていることから、我が国からの**大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締り**を推進しており、警察では戦後これまでに**33件の不正輸出事件を検挙**しています。

また、我が国の企業や研究機関等が保有する高度な技術情報は、民生用製品を生産するために非常に有用である一方、大量破壊兵器関連物資等を生産するために用いることができるもの（デュアルユース）も多く、これらの技術の海外への流出防止対策が求められます。

警察では、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、関係機関との連携を緊密にし、引き続き大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしています。



産学官連携による技術情報等の流出防止対策イメージ

(注)：P S I 阻止訓練

国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びこれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で参加国が共同して執り得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組。我が国は平成15年の発足当初から積極的に参加。